

平成19年7月24日

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
新開発食品保健対策室御中

『健康食品』の安全性確保に関する検討会ヒアリング意見書

(団体名) 社団法人 全国消費生活相談員協会
「食の研究会」 代表 谷 敬子

団体の概要

当協会は、消費生活問題に関する専門家を効率的に組織し、会員の資質及び社会的地位の向上に努めるとともに、地域活動を通じて、消費生活に関する相談に係る情報や消費生活に関する情報を収集・提供し、さらに消費者被害の発生又は拡大防止及び被害救済のための活動などを行い、もって消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする全国組織です。全国に6支部あり、会員は1,747名を数え、当協会において、また国民生活センターをはじめ全国の消費生活センターなどで相談業務や啓発活動などに従事しています。

「食の研究会」は、当協会関東支部の自主研究グループとして、平成12年2月に発足しました。

「栄養調整食品」についてアンケート調査、「保健機能食品制度」施行後4ヶ月目に「栄養機能性食品」へのメーカーの取り組みをアンケート調査、その後健康食品の問題表示を収集し都に提供しました。現在は市販の一般食品の表示の調査にも取り組んでします。

「健康食品」の安全性確保に関する意見内容

2005年度に全国の消費生活センターが収集した生命や身体に危害を受けた危害発生事案の第1位は「健康食品」です(国民生活センター集計より)。最近、回収措置がとられた健康食品の回収理由から、消費者は健康食品の安全性、品質に対する不信感を深めております(資料)。

消費者に健康食品による身体への作用、原材料の安全性、医薬品との併用摂取の害、過剰摂取による弊害などの情報が分かりやすく伝わっているとは言いがたい状況と言えます。また、健康食品には高額な商品もありますが、価格に見合った品質であるのか疑問に思います。

当会は、健康食品の安全性確保に関して、次の意見を提言いたします。

○錠剤、カプセル状等食品の安全性確保のための方策について

錠剤、カプセル状になっている食品は特定の成分を過剰摂取するおそれがあります。

「健康食品に、はっきりと「〇〇病に効く」と書いてくれないと何を選んでよいか分からない」と詰問する人がいました。消費者の中には薬と区別がつかない人が少なからずいると考えられます。過剰摂取および医薬品との併用摂取による弊害を起こさない製品作り、また、製品への具体的な注意・警告表示をお願いします。例えば、「これは薬ではないので、病気をなおすものではありません」「病気の方は医師に相談しましょう」など。

○健康食品の製造段階における危害発生防止対策について

通常の食べ方では問題のない原材料中の微量の有害成分や農薬も、濃縮された健康食品では身体・生命に危険なものとなります。また、有効とうたわれている成分の量がメーカーによりかなりの格差がみられ、まったく含まれていない製品もありました(H.17年に偽コエンザイムQ10事件)。有効とうたう成分の含有量の下限と過剰摂取を防ぐため上限を設定することが必要ではないでしょうか。

適正製造規範ガイドライン、原材料の安全性自主点検ガイドラインの見直しをお願いします。

○安全な健康食品を消費者が選択できるような仕組みについて

健康食品、サプリメント等のアドバイザー資格は既にありますが、販売時に各人の健康状態、

疾病履歴等を総合的に判断し、安全な助言ができるように、販売店は資格者や、必要な研修を受けた人を常駐させる、又は医師や薬剤師などに常時助言を受けられる体制整備をお願いします。

○健康被害情報の収集、消費者への情報提供のあり方について

相談の現場で「血糖値を下げるという健康食品を食べたが、かえって血糖値が上がった」という相談を受けることがあります。医師も、積極的に患者から健康食品の摂取状況について聴き取り、適切な助言をして頂けるようお願いいたします。

現在、消費生活センターで受付けた健康食品にかかる健康被害の相談事例は保健所を通じて厚生労働省に通知する流れがあります。けれども、消費生活センターで受付ける相談はごく一部であり、潜在的な健康被害は少なくないと思われます。食品による健康被害の場合、因果関係の特定が難しく、消費者が健康食品によるものであるかどうかの判断がつかないケースも考えられます。因果関係が特定されない時点においても、健康被害の情報を消費者が今まで以上に積極的に申し出られる制度を設け、情報が蓄積、提供されるしくみを整えていただくようお願いいたします。

【資料】健康食品の回収事例における回収理由

- 株式会社Sにて製造し、弊社が販売しております「小麦〇〇」の一部に、アルミ製の異物が製造工程で混入した可能性があることが判明致しました。
- 弊社が販売しております健康食品素材「〇〇」の輸入原料の一部に、食品衛生法で認められていない、殺菌目的と思われるガンマ線が照射された可能性があることがわかりました。
- この度、弊社が原料を供給し、△株式会社が通信販売しております製品について、アレルギー物質として表示が義務づけられている「乳」の表示が欠落していることが判明いたしました。これは、弊社が原料に「乳」を添加していることの正しい情報をK製薬株式会社に対し報告していなかったことに起因するものでございます。
- 弊社が製造販売しております栄養補助食品におきまして、外箱に賞味期限日付印字のない商品が見つかりました。
- 当該商品三粒分に含まれる大豆イソフラボンの量が90ミリグラムであるかのように示す表示をしていましたが、実際には、当該商品三粒分に含まれる大豆イソフラボンの量は、約18ミリグラム（表示量の20パーセント）にすぎないものであり、かかる表示は、当該食品の内容について、お客様に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものでした。

以上